地域未来投資促進法における
地域経済牽引事業計画の
承認申請マニュアル

令　和　７　年　４　月

岩手県商工労働観光部

― 目　次 ―

１　地域未来投資促進法について　Ｐ３

２　岩手県の基本計画（第２期岩手県基本計画）について　Ｐ３

計画期間、促進区域、経済的効果の目標、地域経済牽引事業計画の承認要件

３　地域経済牽引事業計画の作成・申請について　Ｐ６

（１）申請手続きの流れ

（２）提出書類

４　記載例　Ｐ11

1　地域未来投資促進法について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者を支援するものです。

岩手県及び市町村が策定し、国の同意を得た基本計画に基づき、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、岩手県知事の承認を受けると、設備投資に対する減税措置などの支援を受けることができます。

＜法律のスキーム＞

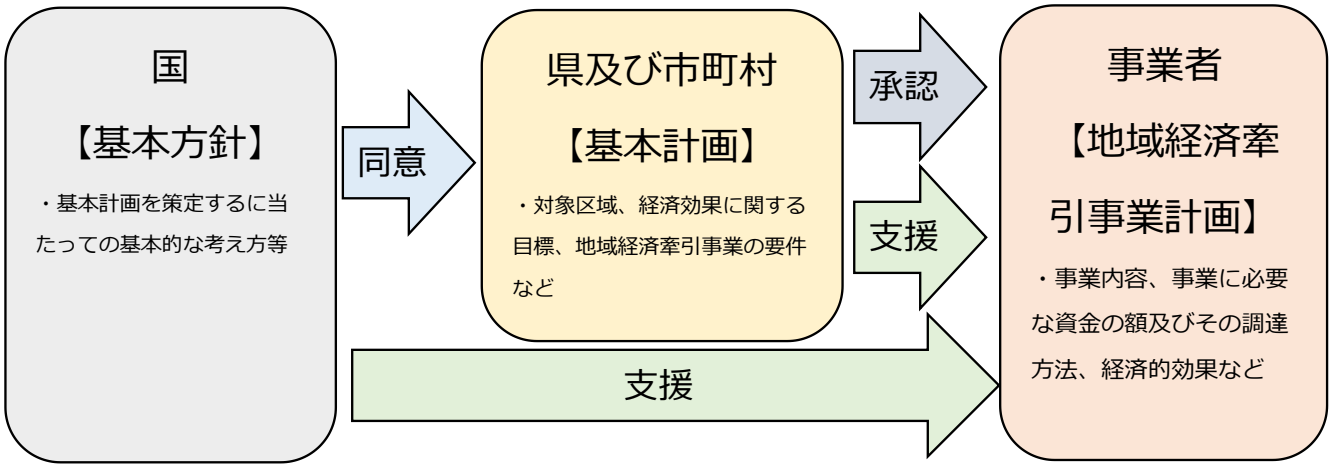

※　制度概要は、経済産業省のホームページを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2　岩手県の基本計画（第２期岩手県基本計画）について

岩手県では、ものづくり産業の一層の集積、中小企業者の経営課題の解決や魅力的な観光地域づくり、農林水産業における経営体の育成や高付加価値化、産業ＤＸの推進等の幅広い産業分野において地域経済牽引事業を創出することにより、地域経済の活性化を目指します。

（計画期間）

令和６年４月１日から令和 10 年度末日まで

（促進区域）

岩手県全市町村

（経済的効果の目標）

１件当たり平均 41 百万円以上の付加価値額を創出する地域経済牽引事を 60 件創出し、これらの事業が促進区域で 1.3 倍の波及効果を与え、促進区域で約 3,200 百万円の付加価値を創出することを目指します。

（地域経済牽引事業計画の承認要件）

次の要件１～３を満たす必要があります。

要件１：地域の特性を活用すること

次のいずれかの分野に該当することが要件となります。

①成長ものづくり分野

（自動車、半導体、医薬医療機器関連産業等の集積を生かした成長ものづくり、産業集積や 2024 年問題等に対応した物流等）

②農林水産業・地域商社分野

（農林水産品、加工品、伝統工芸品を活用した農林水産業・地域商社等）

③デジタル分野

（ＩＴ関連産業の集積を生かしたデジタルトランスフォーメーション）

④観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

（世界遺産等を活用した観光、公民連携手法を活用したまちづくり等）

⑤環境・エネルギー分野

（風力、地熱、木質バイオマス等の再生可能エネルギー資源を活用した環境・エネルギー）

⑥ヘルスケア・教育サービス等

（森林・温泉などの豊かな自然環境を活用したヘルスケア、教育サービス）

要件２：高い付加価値を創出すること

付加価値増加分：4,100 万円

事業計画の最終年度の付加価値額－計画策定年度の前年の付加価値創出額

≧4,100 万円

※　付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

※　付加価値額の算出に関する用語の意義は「経済センサス」によります。

「経済センサス」において租税公課とは、営業上負担すべき固定資産税、自動車税及び印紙税等の総額（収入課税の事業税（電気業、ガス業及び保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含み、法人税、所得課税の事業税及び住民税は含まない。）とされています。

要件３：地域内への経済波及効果が見込まれること

県内取引額：５％以上増加

※　計画期間が５年を下回る場合は、計画期間で按分した値。

（事業計画期間が３年の場合は、５分の３＝３％以上）

(事業計画の最終年度の数値－事業開始年度の数値)／事業開始年度の数値×１００

≧５％以上

※　促進区域内に所在する事業者間の取引額とは、次の①～⑥の範囲（緑の範囲内で完結する）内での取引をさします。

＜促進区域内取引の範囲＝緑の範囲内で完結する取引き＞

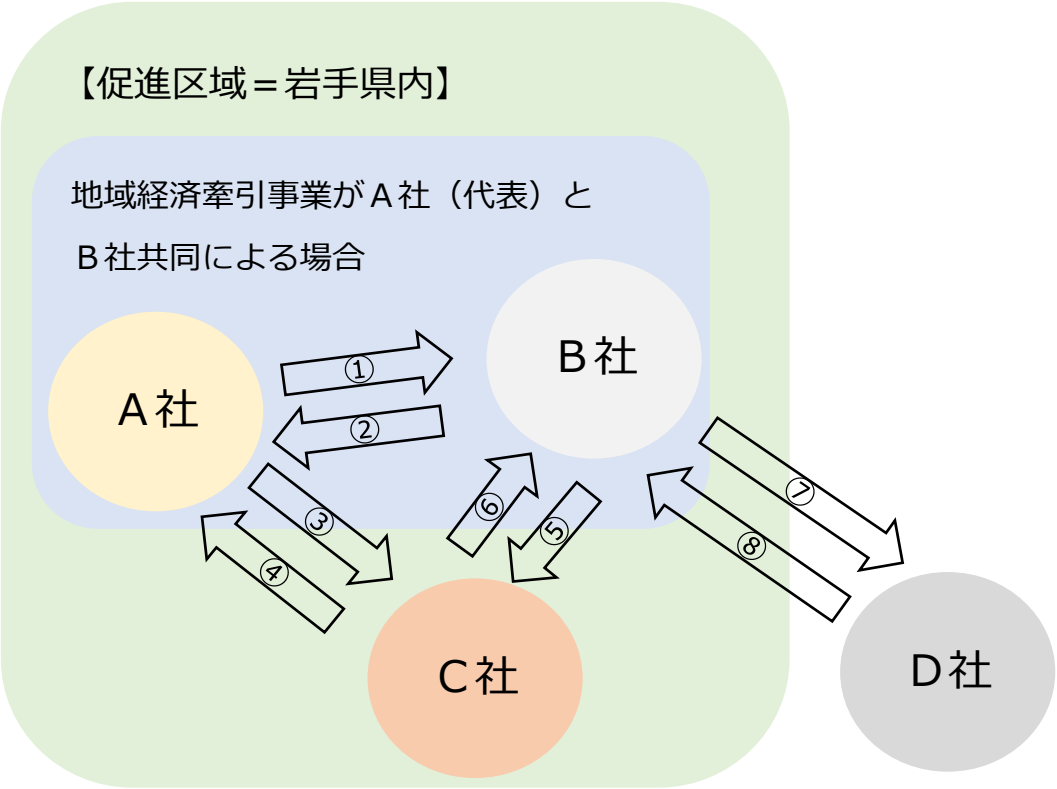

3　地域経済牽引事業計画の作成・申請について

地域未来投資促進法に基づく各種支援施策を活用するには、事業者が基本計画を確認の上、「地域経済牽引事業計画」を作成し、岩手県知事の承認を受けることが必要です。

承認申請をお考えの場合は、必ず事前に岩手県商工労働観光部又は市町村の産業振興担当課に御相談ください。

また、「地域経済牽引事業計画」の策定に当たっては、経済産業省で作成している「地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン」についても御確認ください。

（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/jigyokeikaku-guideline.pdf）

（１）申請手続きの流れ

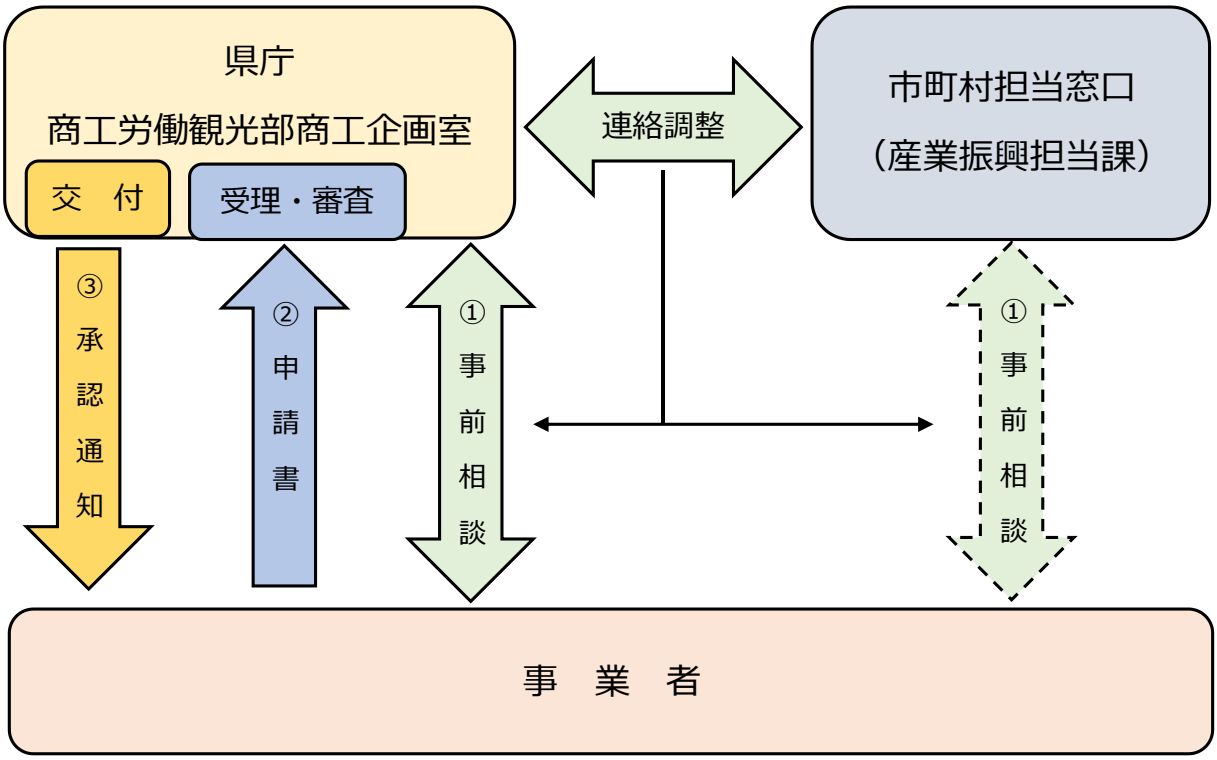

（参考）計画承認後の各種支援策の申請の流れ

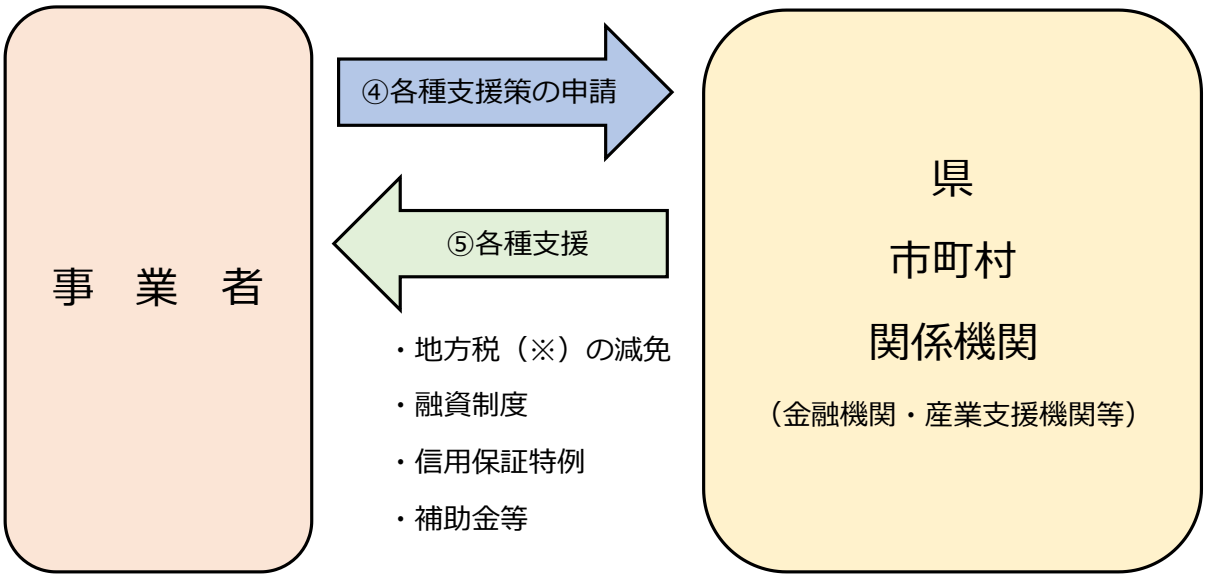

※　国税の特例措置（地域未来投資促進税制）については、東北経済産業局を通じて国に申請（確認申請）を行う必要があります。（※１）

詳細は経済産業省のホームページを御確認ください。

（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html）

（留意事項）

・　事業計画承認前に取得（建物の場合は、着工）した建物及び設備等資産は、各種支援措置の対象となりません（※２）。

申請は、必ず資産取得の１か月（30 日）前までに行ってください。

・　事業計画の承認は、各種支援措置の実行を保証するものではありません。必ず申請前に各種支援の申請窓口等へ確認を行い、申請手続きを行ってください。

（参考：課税特例について（経済産業省作成資料から））

地域未来投資促進税制

① 税制による優遇措置

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大６%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

【適用期限：令和９年度末まで】

税制適用の主な注意点（詳細は「税制支援」ページおよび国税庁HP）
1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

		機械装置・器具備品		建物・附属設備・構築物	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
上乗せ類型B	○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること ○ パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること ○ 設備投資額が10億円以上 ○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が５%以上	50%	６%	20%	２%
上乗せ類型A①②③	① 直近事業年度の付加価値額増加率が８%以上 ② 直近２事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、３億円以上の付加価値額を創出すること ③【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、 労働生産性の伸び率＆投資収益率が５%以上であって、１億円以上の付加価値額を創出すること（※） （ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は４%以上とする）	50%	５%		
通常類型	（地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について） ○ 設備投資額が１億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること（※） ○ 事業に先進性があること（労働生産性の伸び率４%以上、または、投資収益率５%以上）　等	35%	４%		

・ 被災自治体向けの「災害特例」については、先進性に係る要件が緩和されております。こちらのリンクをご参照ください（経産省HP）。
・ 上乗せ類型A③は、地域経済牽引事業の計画承認日が令和７年４月１日以降である必要があります。
（※）事業計画の承認日が令和７年３月31日以前である場合、経過措置として、上乗せ類型Aで求められる「１億円以上の付加価値額を創出すること」に関する要件は不要になります（A②除く）。また、通常類型においても「設備投資額が2,000万円以上であって、総額が前年度減価償却費の20%以上であること」となります。 7

○（※１）令和７年度における主務大臣の確認申請スケジュール

日程 （R7.４～R8.3）	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回
主務大臣把握のための事前締切	5月26日	7月8日	8月21日	10月14日	12月15日
確認申請書の締切	6月18日	7月31日	9月16日	11月5日	1月13日
主務大臣による確認日	8月27日	10月16日	11月28日	1月30日	3月26日

○（※２）手続きの流れに関する注意点

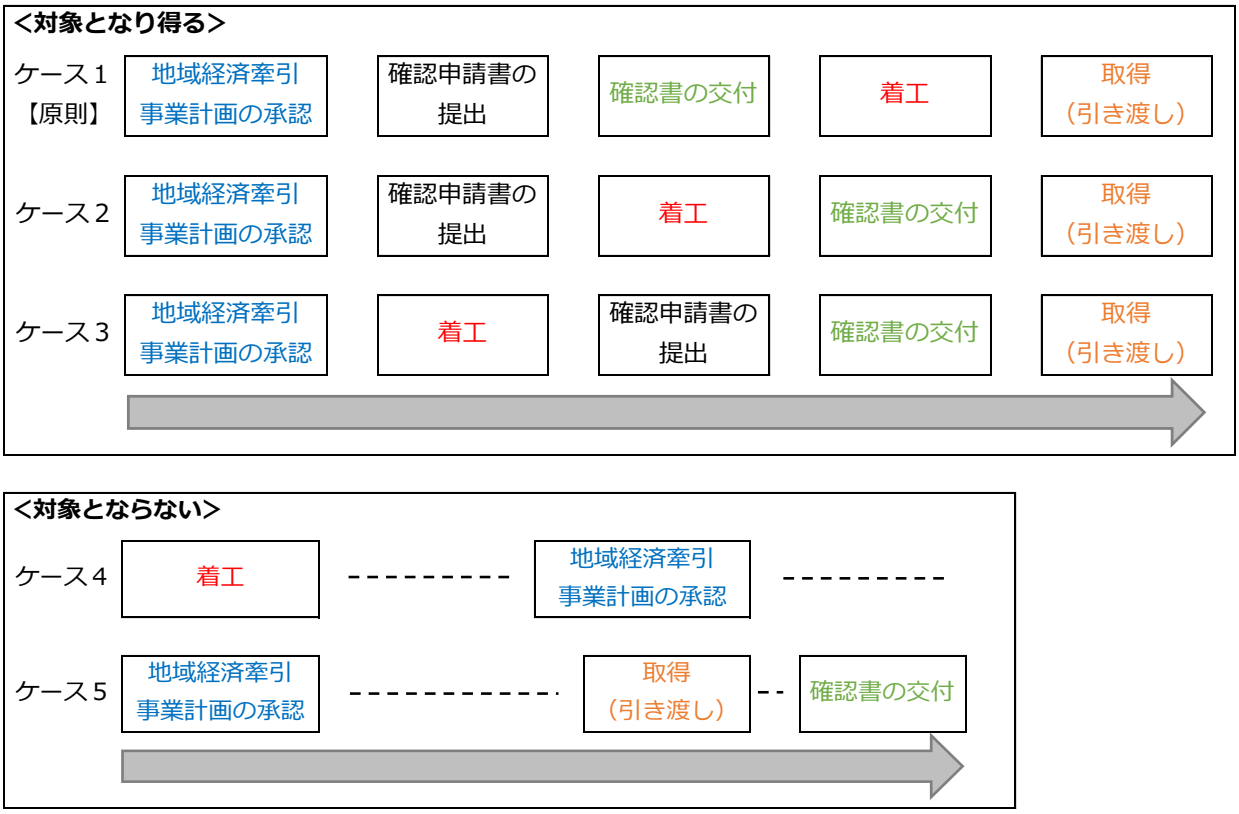

（２）提出書類

地域経済牽引事業計画の承認申請に当たっては、次の書類を御準備ください。

No.	書　類
1	承認申請書（様式第１）
2	定款
3	最近２期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 （これらの書類がない場合は、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類）
4	会社概要・パンフレット（製品やサービスが分かるもの）
5	建物に関する資料（位置図、平面図、工程表等）（※建物の新築等がある場合）
6	設備に関する資料（カタログ、見積書等）（※設備投資がある場合）

※　上記のほか、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

○　申請書の様式は、県のホームページから直接ダウンロードできます。

（https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shinjigyou/shinkou/1009058.html）

○　問合せ先

〒020-8570

盛岡市内丸 10- 1　岩手県商工労働観光部商工企画室

電話：019-629-5525

電子メール：AE0001@pref.iwate.jp

○　参考リンク

・地域未来投資促進法に基づく支援措置（経済産業省ホームページ）

（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/miraihou_shiensochi240126.pdf）

4　記載例

様式第１（第２条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

令和○年○月○日

岩手県知事　達増　拓也　殿

住　　所　盛岡市内丸○○番地○
名　　称　株式会社○○○○
代表者の氏名　代表取締役　○○　○○

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、別紙１の計画について承認を受けたいので、別紙２と併せて申請します。

（備考）

１　地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

３　地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第１１条第１項の認定（同法第１２条第１項の規定による変更の認定を含む。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第２２条の２第３項の認定（同法第２２条の３第１項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、それぞれ、本申請書の記載事項のうち造船法第１２条第２項に規定する認定事業基盤強化計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第２２条の３第３項第１号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

（別紙１）

地域経済牽引事業計画

Ⅰ　必須記載事項

１　地域経済牽引事業の内容及び実施期間

（１）地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

（同意基本計画の名称）

第２期岩手県基本計画

（活用する地域の特性及びその活用戦略）

①成長ものづくり分野

①-１　自動車・半導体・医薬医療機器関連産業の集積を生かした成長ものづくり

第２期岩手県基本計画（P25）の５（１）「地域の特性及びその活用戦略」①～⑥の中から該当するものを記載してください。

（２）地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者（代表者）	
	①名称、　②住所、　③代表者名、　④資本金、　⑤従業員数、　⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合）
	①株式会社○○○○　②盛岡市内○○番地○ ③代表取締役○○　○○　④3,000 万円　⑤30 人 ⑥自動車部分品・附属品製造業（3113）　⑦○○○○○○○○○○○○○ ⑧３月　⑨○○の製造、販売 「⑤従業員数」は、承認申請時の常時使用する従業員の人数を記載すること。 （事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。） 「⑥業種」は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（４桁）を記載すること。
地域経済牽引事業を共同して行おうとする者	
	①名称、　②住所、　③代表者名、　④資本金、　⑤従業員数、　⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割

1	共同事業者がいる場合に、上記の申請者（代表者）と同様に記載。
2	

（３）地域経済牽引事業として行う事業の内容

（事業名）

〇〇に対応するための生産設備の導入及び〇〇部品生産拡大のための新工場建設

他の事業と区別できるよう、地域経済牽引事業の内容が把握できる簡潔な事業名を付け、記載すること。

（関連する業種）

輸送用機械器具製造業

地域経済牽引事業と関連する業種を日本標準産業分類の中分類で記載すること。

（地域経済牽引事業の内容）

〇　事業実施の背景（これまでの経緯））

会社概要、製品、市場動向、経営課題など

〇　地域経済牽引事業の内容

具体的な製品・商品・サービスの開発や売上げの増加等の目標を達成するための手段、活用する地域の特性を記載すること。
必要に応じて図表を用いるなど、分かりやすく記載すること

（活用を予定する支援措置）

地域未来投資促進税制、地方公共団体による地方税の減免

承認を受けた後に活用を予定する支援措置（検討中を含む。）を以下の中から全て記載すること。
①みなし特定事業者の特例、②事業環境整備への提案、③農地転用の配慮、④市街化調整区域での開発の配慮、⑤中小企業信用保険法の特例、⑥中小企業投資育成株式会社法の特例、⑦食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例、⑧株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）、⑨一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加、⑩地域団体商標の登録料等の減免、⑪地域未来投資促進税制、⑫地方公共団体による地方税の減免、⑬財産処分の特例、⑭中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例、⑮事業譲渡の際の免責的債務引受の特例、⑯国の予算による措置（地域経済牽引事業計画の承認を受けたことによる優先採択などがある場合）、⑰地方創生推進交付金を活用した地方公共団体による支援、⑱政府系金融機関による金融支援、⑲その他（地方公共団体独自の地域経済牽引事業のための支援措置などを記載。）

（その他）

「（４）地域経済牽引事業を行う主な実施場所」に国立・国定公園その他環境保全上重要な地域を含む場合、関係機関との事前の調整状況や環境保全対策について記載すること。

（４）地域経済牽引事業を行う主な実施場所

盛岡市内丸○○番地○（○○に対応する生産設備の導入）
盛岡市内丸△△番地△（○○部品製造拡大のための新工場建設）

主な実施場所を地番等で記載すること
実施場所ごとに、当該事業のどの部分を行うか記載すること

（５）地域経済牽引事業の実施期間

（実施期間）

○○年○○月○○日　～　　○○年○○月○○日

実施期間は、５年以内とし、５年以内の計画であれば第２期岩手県基本計画の終期（令和 10 年度末日）を超えて定めることができる。
（例）令和９年４月１日～令和 12 年３月 31 日

（実施スケジュール）

取組事項	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度
	○年○月～	○年○月～	○年○月～	○年○月～	○年○月～
①土地	○月購入				
②新工場建設	○月設計 ○月着工	○月竣工 ○月稼働開始			
③設備導入		○月設備導入			
④人員増員		○月○人採用		○月○人採用	
⑤販路拡大		○月展示会	○月展示会	○月展示会	○月展示会

２　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別表１－１に記載

事業者ごとに必要な額とその調達方法が分かるよう事業年度別に記載すること。

３　地域経済牽引事業の実施による経済的効果

（１）付加価値創出額

（見込み）

70,000 千円

付加価値額＝売上高－①費用総額＋②給与総額＋③租税公課

①費用総額…④売上原価＋販売費及び一般管理費

②給与総額…役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。
別経営の事業所の出向又は派遣している従事者に支給している給与を含みます。

③租税公課…営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含みます。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

④売上原価…費用総額の内数です。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額です。

（算定根拠）　　（単位：千円）

区分		事業開始前	事業開始後				
		○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度
		○年○月～	○年○月～	○年○月～	○年○月～	○年○月～	○年○月～
①売上高		600,000	600,000	615,000	650,000	665,000	680,000
費用総額	②売上原価	400,000	400,000	410,000	420,000	430,000	440,000
	③販売費及び一般管理費	150,000	160,000	170,000	180,000	180,000	181,000
	④計（②＋③）	550,000	560,000	580,000	600,000	610,000	621,000
⑤給与総額		240,000	246,000	263,000	272,000	289,000	299,000
⑥租税公課		10,000	8,000	7,000	10,000	11,000	12,000
⑦付加価値額（①－④＋⑤＋⑥）		300,000	294,000	305,000	332,000	355,000	370,000

付加価値創出額＝事業計画最終年度付加価値額－事業開始前付加価値額≧4,100 万円

（２）経済的効果

（見込み）

県内取引額：○％以上増加

５％以上増加を満たすこと。計画期間が５年を下回る場合は、期間で按分した値。
県内取引額には、製造した商品・サービス提供のほか、商品を輸送するための配送料や機械のメンテナンス・保守事業者との契約などを含みます。

（算定根拠）

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載すること。（算定の基となった現状、取引拡大に係る計画などを記載。）

（注）地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果（取引額、売上げ、雇用者数又は給与総額）を達成する見込みであることを記載すること。

Ⅱ　任意記載事項

１　地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別表１－２に記載

市町村が土地利用調整計画を作成した土地である場合に記載

２　地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別表１－２に記載

市町村が取り利用調整計画を作成した土地である場合に記載

３　特定事業者が法第１９条第３項、第２８条又は第２９条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

（１）承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

（承継等特定事業者の名称）

株式会社○○○○

（被承継等特定事業者の名称）

株式会社△△△△

事業承継等に関する特例を受けようとする場合に記載

（２）事業承継等の内容及び実施時期

（事業承継等の内容）

事業継承等の内容を次の①～⑤から選択して記載すること。
①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、⑤株式交換、⑥株式移転、⑦株式交付、⑧事業又は資産の譲受け、⑨株式又は持分の取得、⑩事業協同組合、企業組合又は協同組合の設立

（実施時期）

令和○年○月

（３）法第１９条第３項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

①　純資産の額が零を超えること

純資産合計額＝＿＿＿＿＿＿＿＿円　＞　0

②　EBITDA 有利子負債倍率が 15 倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率＝＿＿＿＿＿＿＿＿倍　≦　15

承認申請直前の事業年度の決裁における賃借対照表の「純資産合計額」を記載すること。

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

借入金・社債（　　）円　－　現預金（　　）円

営業利益（　　）円　＋　減価償却費（　　）円

４　一般社団法人が法第２３条第１項又は第２項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

（１）一般社団法人の名称及び所在地

（２）一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

一般社団法人を地域団体商標の登録主体とする特例を受けようとする場合に記載

（３）法第２３条第１項又は第２項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

５　補助金等交付財産の活用に関する事項

官民連携型事業計画において、補助金等交付財産について、財産の処分の制限に係る承認手続きの特例を活用しようとする場合に記載。（補助金等交付省庁、補助金等の名称）

６　法第２５条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

課税の特例（減免措置）を受けようとする場合、課税特例の対象としようとする設備又は設備の概要を記載。（用途及び取得予定時期。施設については、着工予定時期。）

（例）

種　類	資産の内容	数　量	予定価格	取得予定時期
建　物	○○製造棟	１棟	○○円	令和○年○月
機械設備	○○加工機器	３台	○○円	令和○年○月
機械設備	○○圧着機器	２台	○○円	令和○年○月

別表１－１　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（単位：千円）

年度	調達／費用	借入金	自己資金	その他　※１	合計	備考　※２
	土　　地					
	建　　物					
	機械装置					
	運転資金					
	そ の 他					
	小　　計					
	土　　地					
	建　　物					
	機械装置					
	運転資金					
	そ の 他					
	小　　計					
合計	土　　地					
	建　　物					
	機械装置					
	運転資金					
	そ の 他					
	小　　計					

※１　都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※２　株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。
また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。

別表１－２　地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		
	市町村が土地利用調整計画を作成した場合のみ作成					

※「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に含まれているかを記載すること。

（別紙２）

地域経済牽引事業計画の公表

可	不可
○	

（注）地域経済牽引事業計画が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。